(別紙1)

指定(許可)更新手続要領

1 概要

- 介護保険制度には、指定(許可)事業所の基準適合状況を定期的に確認するため、指定(許可)の効力に6年間の期限が設けられています。現在指定(許可)を受けている事業所は、指定日から6年を経過する際に指定(許可)の更新をうけなければ、有効期間満了により指定(許可)の効力を失います。
- 前回指定(許可)日から6年を経過する日が「<u>有効期間満了日</u>」となり、その翌日が「<u>更新予</u> <u>定日</u>」となります。

(例)

指定(許可)年月日	<u>有効期間満了日</u> (更新の期限)	<u>更新予定日</u> (有効期間満了日の翌日)	
令和2年 4月1日	令和 8年3月31日	令和 8年 4月1日	

2 書類の提出期限

別紙、通知文に記載

3 提出書類

- (1) (別紙2) 更新(許可)申請に係る提出書類早見表に掲げる書類 1部
 - ① 指定(許可)更新申請書(様式1)及び付表

指定(許可)更新申請書は、更新対象の事業所ごとに、現在届出がされている情報を印刷した上で送付しています。現状と異なる場合は、該当する箇所を赤字で見え消し修正してください。

また、項目9で述べるように、事業所の法人代表者(管理者)が変更になった場合には、再度 使用する大切な書類ですので、<u>写し(コピー)を取ってから使用してください。</u>

付表は、更新対象の事業所ごとに、現在届出がされている情報を記載してください。

② 添付書類 (別紙2 更新申請に係る提出書類早見表 参照)

- ・添付書類の様式等は、福岡県庁のホームページからダウンロードしてください。
- ・別紙2の順番どおりに左側2つ穴で綴り、書類の右側に必ずインデックス(別紙2 更新申請 に係る提出書類早見表の番号)を付けてください。
- ・提出書類はサービスによって異なりますので、ご注意ください。

(2) 指定(許可) (更新)申請に必要な書類一覧(チェックリスト)

各提出書類の記載・作成に当たっては、**福岡県庁ホームページ**から上記チェックリストを**ダウンロード**し、自主点検をしてください。 (様式を変更している場合がありますので、必ず新しくダウンロードしてください。)

○福岡県庁ホームページへのアクセス方法

「福岡県」で検索し、県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp) を表示→「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」の「介護・高齢者福祉」の「介護保険」をクリック → 「申請書・届出書等様式」の中の「介護サービス事業所指定(許可)更新申請にかかる様式 集」をクリック → 該当するサービス名をクリック

4 書類の提出方法

(1) 紙による申請

申請書類の提出先一覧(別紙3)に記載した提出先に提出してください。審査を円滑に進めるため、<u>事業所の所在地ごとに申請書類の提出先が異なります</u>ので注意してください。更新期限ごとに提出の期限が定められていますが、書類が整い次第、提出していただいて構いません。 申請書類一式については、必ず事業所控え(コピー)を保管しておいてください。

- 提出方法・・・簡易書留による「郵送」 (別紙2 更新申請に係る提出書類早見表を参照)
- 提出先 ・・・所管の保健福祉 (環境) 事務所 (別紙3 申請書類の提出先一覧を参照)
- (2) 電子による申請

厚生労働省が運用している「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付が可能です。

・事業所向け(申請届出サブシステム) https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/ ※「電子申請届出システム」のご利用のためには、デジタル庁 gBiz IDの取得が必要ですので、お早めにご取得ください。

5 指定(許可)更新手続の流れについて(次ページの「イメージ図」を参照のこと)

(1) 申請書作成

- ① (別紙2) 更新申請に係る提出書類早見表により、1事業所ごとに更新申請書類一式を作成します。
- ② 各提出書類の記載・作成は、福岡県庁ホームページからダウンロードした「指定(許可) (更新)申請に必要な書類一覧(チェックリスト)」により点検の上、添付書類等に漏れがないかを再度確認してください。特に、変更届の提出漏れに注意してください。
- ③ 事前に、自主点検表により、指定(許可)基準等に合致しているか、自主点検を行ってください。

(2) 申請書提出 / 受付

事業所の所在地により提出先が異なりますので、注意してください(上記4、別紙3参照)。

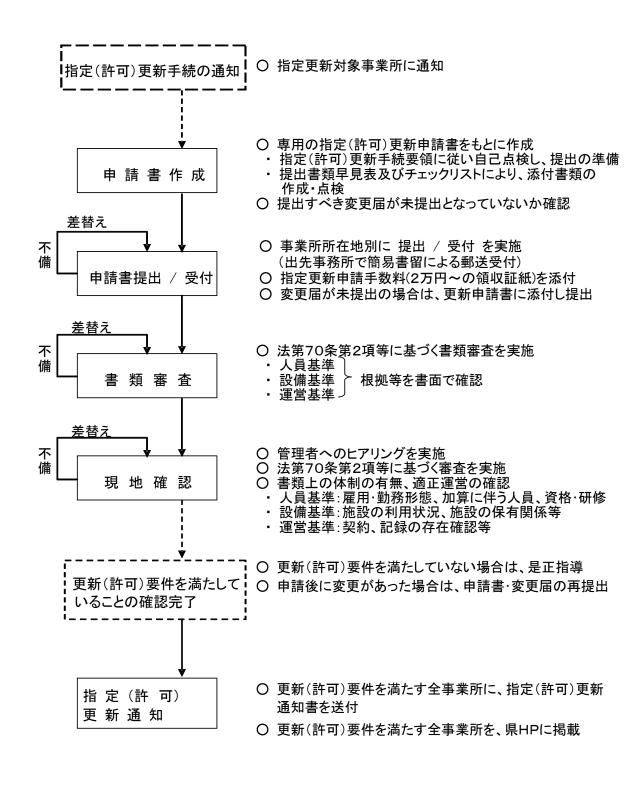
(3) 書類審査

提出書類の内容等を確認しますので、管理者は、必ず提出書類の控えを保管してください。 書類に不備等がある場合、電話又はファクシミリで連絡しますので、ご了承ください。

(4) 現地確認

- ① 現地確認の日時につきましては、後日、書類審査後にお知らせします。
- ② 現地では、事業の運営状況、提出書類との整合性等について、管理者にヒアリングをします。
- ③ 現地確認時に準備していただくものは、現地確認の日程調整の際に別途お知らせします。

指定(許可)更新手続の流れ(イメージ図)



6 更新手数料について

- (1) 指定(許可) 更新に当たっては、福岡県保健福祉関係手数料条例に基づき、手数料を徴収します。
 - 指定(許可)更新の更新手数料の金額は、下記のとおり介護サービスの種類によって異なります。
- (2) 手数料は、領収証紙納付書に所定の金額分の<u>福岡県領収証紙</u>(収入印紙ではありません)を貼り付け、申請書類に添えて納付します。福岡県領収証紙の販売所は福岡県庁ホームページの「領収証紙売りさばき所」を参照してください(様式集と併せて掲載していますので、上記3の手順に従い、ご確認ください。)。
- (3) 領収証紙は換金できませんので、金額等に間違いがないか十分確認の上、購入してください。
- (4) 手数料は申請書審査のためのものですので、審査の結果、指定(許可)基準を満たさず、更新ができない場合であっても、手数料は返還されませんので、ご了承願います。

区分	居宅サービス	※予防サービス	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院
新規指定(許可)		※ 30,000円	40,000円	63,000円	63,000円
指定(許可) 更新 (6年ごと)		※ 20,000円	25,000円	33,000円	33,000円

※ 居宅サービス事業所の指定更新申請を同時に行う場合は、予防サービス分の指定(更新)手数料を納付する必要はありません。

7 予防サービス事業所の廃止・新規申請手続について(指定日が異なる場合のみ)

- (1) 指定更新制度においては、<u>指定介護予防サービス</u>(以下「予防サービス」とします。)事業所の 指定(更新)についても、居宅サービス等と同様に、6年間の更新制が導入されています。
- (2) 平成18年4月1日以降に居宅サービスの指定を新規に受けた事業所で、**居宅サービスの指定日とが異なっている場合**(いずれかの指定を先に受け、後で他方の指定を追加して受けた場合など)、更新日も居宅サービスと予防サービスとで異なることとなります。
- (3) このような場合、今回の居宅サービス等指定更新申請に合わせ、次の2つの手続を行うことにより、居宅と予防サービスの指定(更新)日を同一の日とすることができます。
 - ① 予防サービスの廃止届・・・廃止日は、居宅サービスの有効期間満了日(更新の期限)です。
 - ② 指定居宅サービス事業者等指定更新申請書兼<u>指定介護予防サービス事業者指定更新申請書の予防サービスの「更新」を「**指定」**に修正。指定申請(介護予防)欄にサービス種別・指定日(居宅サービスの更新日と同じ)を記入(あらかじめ印字されていますので、確認してください)。</u>
- (4) 上記(3)の手続を今回の指定更新手続と同時に行えば、今後は6年に1回の更新手続で済むこととなりますので、希望する事業者は、上記(3)の手続をしてください。
- (5) この取扱いは、両サービスの更新期限を揃えるための便宜上の手続であるため、予防サービス 事業の運営に特段の支障が生ずることはなく、<u>事業所番号も変更されない</u>ことを申し添えます。 ただし、更新手数料は、今回は居宅サービスの更新手数料と予防サービスの新規指定手数料の 両方を納付してください。次回以降は更新日付が同一となりますので、予防サービス分の指定(更新)手数料は不要となります。

- ※介護予防サービスの指定を受けていない事業所は、この手続は必要ありません。
- ※平成18年4月1日以降に新規に指定を受けた事業所で、居宅と予防サービスの指定日が同一である事業所は、この手続は必要ありません。
- ※通所介護、訪問介護の介護予防分については、総合事業へ移管しているため対象外となります。

8 廃止・休止中の事業所について

(1) 廃止手続中の事業所

既に廃止届を提出済みの事業所については、指定(許可)更新の手続は行う必要はありません。なお、この場合には、事業所廃止の協議が終わっていることを確認してください。

(2) 休止中の事業所

休止中の事業所は、事業再開の届出があった場合を除き、介護保険法第70条第2項に規定する指定に関する基準を満たしていませんので、指定更新を受けることができません。したがって、指定有効期間満了日をもって、指定の効力を失うこととなります。

事業再開の予定がない事業所については、速やかに廃止届を提出してください。

9 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

(1) 申請書提出後に、法人代表者(管理者)に変更が生じた場合

直ちに、申請書(様式1)及び付表の該当箇所を見え消し朱書き修正し、<u>変更届及びその添付</u> 書類を添えて提出してください。

この場合の**提出先は、事業所所在地を管轄する、各保健福祉(環境)事務所(別紙3参照)**となります。

なお、法人代表者、管理者、介護支援専門員などの役・職員の交代の場合だけでなく、届出を 提出すべき全ての変更については、速やかに変更届及びその添付書類を作成し、提出してくださ い。

ただし、<u>定員や加算の届出の変更は更新と同時に受け付けませんので、当該変更を計画している</u>場合は、別紙3(「申請書類の提出先一覧」)の担当係にあらかじめ相談してください。

(2) 申請書提出後に、事業所を廃止・休止する場合

上記9(1)の連絡先にあらかじめ連絡の上、廃止・休止届を提出してください。 なお、この場合、更新手数料については、返還されませんので、ご了承ください。

10 指定(許可)更新通知書等について

(1) 指定更新通知書

更新の要件をすべて満たし、更新が可能な事業所に対しては、更新予定日頃に、更新通知書を 事業所あてに郵送する予定です。

(2) 福岡県ホームページへの指定(許可)更新事業所情報の掲載

更新事業所情報(事業所名、住所、連絡先等)については、更新予定日頃に、福岡県庁ホームページの介護保険情報欄に掲載する予定です。